

大 市 民 第 9 号
令 和 7 年 4 月 4 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会 長 中井 洋恵 様

大阪市長 横山 英幸

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（諮問）

令和7年3月13日付け大へ審答申第7号により貴審査会から答申のあった案件番号「令元一職9」の表現活動（以下「本件表現活動」という。）について、同答申に基づき大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定するヘイトスピーチに該当すると認定したので、本件表現活動に係る条例第5条第1項の規定による表現の内容の拡散を防止するためにとる措置及び公表の内容を別紙記載のとおりとすることについてご意見をいただきたく、条例第6条第3項本文の規定に基づき諮問します。

案件番号「令元一職9」について

1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

下記2(1)に記載の2つの表現活動のうち表現活動1については、下記2(3)に記載のとおり、平成30年11月3日に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

残りの表現活動4については、下記2(3)に記載のとおり、インターネット上で公開されている特定の動画が視聴できない状態になっており、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

なお、表現活動2及び3については、大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当しないため、以下記載については省略するものとする。

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動1及び4は、ヘイトスピーチに該当する。

(表現活動1)

平成30年11月3日に大阪市北区の路上を外部スピーカー付きの乗用車で走行しながら、弁士A、弁士B及び弁士Cにより、当該スピーカーを用いて、あるいは当該車両から下車してなされた憲法第9条改正に反対する集会に抗議する意図で行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

(表現活動4)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した一連の動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及び投稿説明文を掲載し、不特定多数の者から投稿されたコメントとともに、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動4」といい、本件表現活動1及び4を併せて「本件表現活動」という。）

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動1)

- ・「北朝鮮」の人々について、「ヘタレ民族」という表現を用いている。
- ・在日韓国・朝鮮人について、「差別主義者のレイシスト」、「糞レイシスト」及び「害虫」という表現を用いている。

(本件表現活動 4)

本件表現活動 1 の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動 1 は平成30年11月 3 日に行われたものであり、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動 4 は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動 1)

荒巻 靖彦 (移民政策から国民を守る党)

※ 今回の氏名の公表に際しては、当該個人を同姓同名の他者とは区別して認識できるよう、公表時に所属している団体名 (表現活動時の所属団体ではない。) を記載する。

(本件表現活動 4)

氏名又は名称は判明していないので、条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により公表しない。